

石狩市地域公共交通 利便増進実施計画策定について

地域公共交通利便増進実施計画の概要①

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の概要

地域の主体的な取組等によって「地域旅客運送サービスの持続可能な確保に資する地域公共交通の活性化及び再生」を推進するため、地域公共交通計画の作成やこれに基づき実施する事業等について定める。（平成19年制定）

地域公共交通計画

石狩市では令和5年度に『シン・石狩市地域公共交通計画』を策定

「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする地域公共交通のマスタープラン

- ・ 全ての地方公共団体に対して作成の努力義務 ※計画作成数：869件（2023年5月末時点）
- ・ 地方公共団体が、地域の関係者を構成員として組織する「法定協議会」において協議を行い、地域公共交通計画を作成

地域公共交通特定事業

地域の実情に応じた取組の実施を円滑化するため、地域公共交通計画に盛り込むことができる法定事業

- ◇ 軌道運送高度化事業
LRT（Light Rail Transit）の整備
- ◇ 道路運送高度化事業
BRT（Bus Rapid Transit）の整備
- ◇ 鉄道事業再構築事業
鉄道の上下分離等
- ◇ 地域旅客運送サービス継続事業
公募を通じた廃止予定路線の交通の維持
- ◇ 貨客運送効率化事業
貨客混載の導入
- ◇ 地域公共交通利便増進事業
路線、ダイヤ、運賃等の見直しによるサービス改善等



実施計画

- ・ 個々の特定事業について、地方公共団体・事業者が実施計画を作成
- ・ 実施計画について国土交通大臣の認定を受けた場合、予算上の措置（地域公共交通確保維持改善事業等）や法律上のワンストップ特例（許認可手続の一元化）などの特例措置

今年度利便増進実施計画を策定予定

地域公共交通利便増進事業について

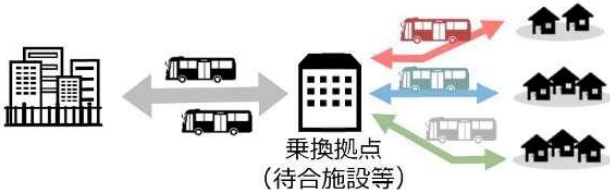
事業内容

地方公共団体が公共交通事業者等と連携し、地域公共交通の利用者の利便の増進を図るために行う以下の事業

(1) 地域における路線ネットワークの構築

地域の需要に応じた地域公共交通網の整備

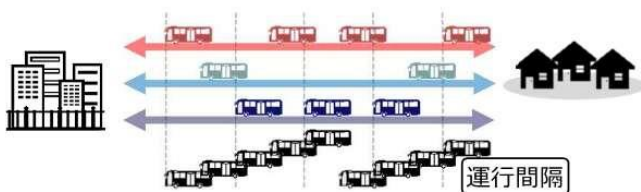
- ① 路線等の編成の変更
- ② 他のモードへの転換
- ③ 自家用有償旅客運送の導入等



(2) 運賃・ダイヤ等の改善

利用者が利用しやすい運賃・ダイヤの設定等

- ① 運賃・料金の設定 (定額乗り放題運賃、通し運賃等)
- ② 運行回数・ダイヤの設定 (等間隔運行、パターンダイヤ等)
- ③ 共通乗車船券の発行



※ これらと併せて行う利便を増進するための措置 (交通結節施設における乗降場の改善、乗継ぎに関する分かりやすい情報提供、ICカード等の導入等) も対象

実施計画の認定

- 地方公共団体は、地域公共交通計画に即して、具体的な事業の実施計画を作成し、国土交通大臣の認定を受けることができる。
(※実施計画の作成に当たって、関係する公共交通事業者等の同意を取得。)
- 認定を受けて行う事業について、予算・法律上の措置により実施を促進。
【予算上の措置】
地域公共交通確保維持改善事業、社会資本整備総合交付金による支援 等
【法律上の特例】
許認可手続の一元化 (ワンストップ特例)、計画区域内での乗合バスの新規参入等の審査の特例 等

実施計画の記載事項

- 事業実施区域
- 事業の内容・実施主体
- 地方公共団体による支援の内容
- 事業の実施期間
- 事業の実施に必要な資金の額・調達方法
- 事業の効果 等

石狩市地域公共交通利便増進実施計画策定業務委託の概要

【業務概要】

1. 業務目的

本業務は、「シン・石狩市地域公共交通計画（イシカリモビリティ2030）」に基づき、「まちの持続」に向けた地域公共交通の実現という基本理念のもと、多様な手段による効率的・効果的な地域公共交通ネットワークの再構築により、地域住民等の移動に対する利便増進を図るため、事業の具体像を明らかにした「石狩市地域公共交通利便増進実施計画」を策定するものである。

2. 業務概要

- ①業務名：石狩市地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務委託
- ②履行期間：着手 令和7年7月14日
完了 令和8年2月2日
- ③発注者：石狩市地域公共交通活性化協議会
- ④受注者：中央コンサルタンツ株式会社

3. 業務項目

業務項目
1. 石狩庁舎以北における公共交通の課題分析及び運行計画の立案
2. AIオンデマンド交通「いつも」の運行計画立案
3. 石狩市地域公共交通利便増進実施計画（案）の作成
4. 地域公共交通活性化協議会の運営支援等

【シン・石狩市地域公共交通計画における地域公共交通利便増進事業活用の位置づけ】

4.3.2 地域公共交通特定事業の活用

本計画に位置付けた施策の内、下表に示す施策については、実現にあたっては、地域公共交通特定事業の活用を視野に入れて検討を行います。

表 4-3 地域公共交通特定事業の活用を想定する施策

今後の施策	活用を想定する地域公共交通特定事業
施策2 基幹交通の確立に向けたバス路線再編及びBHLs導入の検討	地域公共交通利便増進事業 若しくは道路運送高度化事業
施策3 AI オンデマンド交通『いつも』の本格運行	地域公共交通利便増進事業 若しくは道路運送高度化事業
施策4 バス交通空白地における移動手段の確保	地域公共交通利便増進事業
施策5 交通結節点の創出に向けた検討	地域公共交通利便増進事業
施策6 デジタル技術を活用した公共交通に関する情報発信機能の強化	地域公共交通利便増進事業

資料：令和7年度第2回石狩市地域公共交通活性化協議会資料

【策定に向けたスケジュール】

令和7年7月14日	業務委託契約締結
7月～9月	庁舎以北代替交通運行計画立案 通勤デマンド交通本格運行計画立案
10月～令和8年1月	石狩市地域公共交通利便増進実施計画（案）作成
2月	計画策定に係る調整（北海道運輸局等）
3月	石狩市地域公共交通利便増進実施計画策定